

○厚生労働省告示第三百四十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十四年三月十九日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十四年四月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

医薬品の名称

予定される効能又は効果

届け出た者の氏名又は名称及び住所

乾燥スルホ化人免疫グロ
ブリン
多発性硬化症の増悪発作再発頻度
の減少及び疾患重篤化の抑制
一般財団法人化学及血清療法研究所
熊本県熊本市大窪一丁目六番一号

帝人ファーマ株式会社 東京都千代田

区霞が関三丁目二番一号